

◎小規模企業の事業活動の活性化のため

めの中小企業基本法等の一部を改正

する等の法律

(平成二五年六月二二日法律第五七号)

一、提案理由(平成二五年五月二九日・衆議院経済産業委員会)

○茂木国務大臣 おはようございます。

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国に存在する四百二十万の中小企業のうち、約九割、三百六十六万に及ぶ小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える存在として重要な役割を果たすとともに、その成長によって日本経済全体を発展させる重要な意義を有しております。

しかしながら、小規模事業者は、資金、人材等の経営資源に制約があることなどにより、近年、企業数、雇用者数がともに

減少しており、小規模事業者に焦点を当てた施策を重点的に講じ、その事業活動の活性化を図っていくことが必要であります。

以上が、本法律案を提案した理由であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、小規模企業の意義等の明確化であります。地域経済の安定と経済社会の発展に寄与するという小規模企業の意義を中小企業基本法の基本理念に規定し、それを踏まえた施策の方針を明確化します。また、海外展開の推進や情報通信技術の活用等、中小企業、小規模事業者の成長を後押しするために必要な施策を基本的施策として追加します。

第二に、小規模企業の定義の弾力化であります。小規模企業の多様性に着目し、特定の業種について小規模企業の範囲の変更を政令で行うことができるよう、中小企業信用保険法等の個別支援法に規定を追加いたします。

第三に、中小企業、小規模事業者の資金調達の円滑化であります。中小企業信用保険法における信用保証の対象に、電子記録債権の割引など、電子記録債権を活用した資金調達を追加いたします。

第四に、中小企業、小規模事業者への情報提供の充実であります。情報通信技術を活用して、中小企業、小規模事業者に対

して専門家の紹介等を行う者を国が認定し、独立行政法人中小企業基盤整備機構の協力等の支援措置を講ずる旨を中小企業支援法に規定します。

第五に、下請中小企業の販路開拓であります。下請中小企業が連携して自立的に取引先を開拓する計画を国が認定し、中小企業信用保険法の特例等の支援措置を講ずる旨を下請中小企業振興法に規定します。

第六に、中小企業、小規模事業者の事業再生の促進であります。株式会社日本政策金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法を改正し、債務の株式化業務を追加いたします。

第七に、小規模事業者に対する金融措置の抜本強化に伴い、小規模企業者等設備導入資金助成法を廃止いたします。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成二五年五月三二日)

○富田茂之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、小規模事業者に焦点を当てた中小企業政策の再構築

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律

を図り、小規模企業の意義を明確化するとともに、その事業活動の活性化を図るものであり、その主な内容は、小規模企業の意義等を明確に規定し、その範囲を弾力的にするとともに、電子記録債権を用いた資金調達の促進や、ITを活用した情報提供機関の整備、下請中小企業が連携する取り組みの支援などを定めるものであります。

なお、小規模企業者等設備導入資金助成制度を廃止することとしております。

本案は、去る五月二十四日本委員会に付託され、二十九日、茂木経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終了後、日本共産党から修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、討論、採決の結果、修正案は否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院経済産業委員長報告(平成二五年六月一七日)

○増子輝彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、小規模企業の事業活動の活性化を図るため、中小企業基本法の基本理念に小規模企業の意義等を規定すると

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律

二二四

もに、小規模企業者の範囲の弾力化、小規模企業への情報提供の充実、小規模企業の販路開拓及び資金調達の円滑化に係る支援等の措置を講ずるほか、最近における小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく資金の貸付けの状況に鑑み、同法を廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の意義と今後の小規模企業政策の在り方、女性や青年による創業に対する政策的な支援の必要性、情報通信技術の活用によって期待される効果、中小企業の海外事業展開を促進する政策の重要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。